

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年2月10日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北陸新幹線建設局長 堀口 知巳

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本役務の契約締結は、当該役務に係る令和4年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1. 当該招請の主旨

本役務は、整備新幹線の整備によってもたらされる開業効果を定量的・定性的に調査及び分析することを目的とするものであり、これまでに開業した整備新幹線の開業効果や、現在建設中の整備新幹線の開業に向けた地元の取組みについて、昨年度から引き続きその推移等の把握を行い、今後予定されている整備新幹線の事業評価に向けた基礎資料の作成を行うものである。

本役務の実施に当たっては、整備新幹線の開業効果という公共事業評価に活用されることを考慮し、公平性が高く、幅広い情報収集・分析・評価能力、鉄道プロジェクトの評価に関して豊富な実績を有すること及びこれまでの調査実績を踏まえた客観的な評価を行う能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本役務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 役務概要

(1) 役務名 令和4年度整備新幹線の開業効果に関する調査

(2) 役務内容

整備新幹線を対象として、以下の作業を行う。

- ① 新幹線開業による効果の把握及び分析
- ② 開業に向けた取組みの調査及び分析
- ③ アンケート調査及び分析

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで

3. 役務目的

本役務は、整備新幹線の整備によってもたらされる開業効果を定量的・定性的に調査及

び分析することを目的としている。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条に該当しない者であること

イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「令和3・4年度役務競争参加資格確認者」のうち「土木設計調査」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。)

ウ 当機構理事長から「近畿地区」において指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 役務実績に関する要件

下記に示される「同種役務」について平成23年度から本件の参加意思確認書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

	役務内容
同種役務	幹線交通の開業効果に関する調査及び分析（アンケート調査及び分析を含む）

※幹線交通とは、航空、鉄道、幹線旅客船、幹線バス、乗用車等で都道府県を越える交通をいう。

(3) 当該業種区分（土木設計調査）における令和2年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

(4) 次のアからウまでに示す条件を全て満たす主任技術者を配置できること。

ア 以下のいずれかの資格を有する者とする。

a 技術士（建設部門（都市及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか）又は総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画、建設－港湾及び空港、建設－道路、建設－鉄道のいずれか））

b RCCM（都市計画及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか）、鉄道設計技士（鉄道土木）又はこれらと同等の能力と経験を有する者

なお、RCCM（都市計画及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか）、鉄道設計技士（鉄道土木）の資格を有する者と同等の能力と経験とは次の

いずれかに該当するものをいう。

RCCM(都市計画及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか)、鉄道設計技士(鉄道土木)の資格を有する者と同等の能力と経験	・建設に係る業務に関し 30 年以上の実務の経験を有する者 ・大学又は高等専門学校を卒業した者で建設に係る業務に関し 20 年以上の実務の経験を有する者
--	---

イ 下記に示される「同種役務」について、平成 23 年度から本件の参加意思確認書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）において、1 件以上の経験を有さなければならない。

	役務内容
同種役務	幹線交通の開業効果に関する調査及び分析（アンケート調査及び分析を含む）

※幹線交通とは、航空、鉄道、幹線旅客船、幹線バス、乗用車等で都道府県を越える交通をいう。

ウ 本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

（５）技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5. 手続等

（１）担当支社等

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号(新大阪トラストタワー11 階)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北陸新幹線建設局 総務部 契約課 契約係
電話 06-6394-6029 F A X 06-6394-6044
電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

（２）説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

（１）の担当支社等で交付する。

ア 交付期間 令和 4 年 2 月 10 日（木）から令和 4 年 3 月 14 日（月）まで。

イ 交付場所 （１）に同じ。

（３）参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 4 年 3 月 14 日（月）16 時。

イ 提出場所 （１）に同じ。

ウ 提出方法 提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等

のものに限る。) すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：令和4年5月12日(木)16時。
- (4) 4 (1) イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5 (3) により参加意思
確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合
であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該競争
参加資格の認定を受けていなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構事業監理部工事契約監理課において、随
時受け付ける。

(5) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構と
の間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお
願いいたします。

(ア) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相
当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職して
いること

(イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(6) 詳細は説明書による。